

豚コレラ対策奨励金の創設について

農林水産課

1 概要

豚コレラ感染は、三重県や福井県で新たな農場発生がある等拡大傾向であり、野生イノシシの感染拡大に合わせ、被害が広がっている状況にある。

このため、農場対策として感染リスクを低減するため、野生イノシシの捕獲圧を高める必要があることから、鳥取県の「豚コレラ緊急対策事業」を活用して、野生イノシシの捕獲頭数を増やそうとするもの。

2 事業内容等

(1) 内容

有害捕獲奨励金を出していない狩猟期(11月から2月)におけるイノシシの捕獲に対し捕獲奨励金を交付するもの。

(2) 実施時期 令和元年11月1日～令和2年2月29日

3 事業に要する経費

(1) 報償費 650千円(@5千円×130頭)

(2) 財源 鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金 650千円(12月議会上程予定)

4 今後の予定

- ・ 10月 猟友会等の狩猟免許所持者への周知
- ・ 11月～R2.2月末 豚コレラ対策奨励金に係るイノシシの捕獲

★「豚コレラ対策奨励金」のお知らせ★

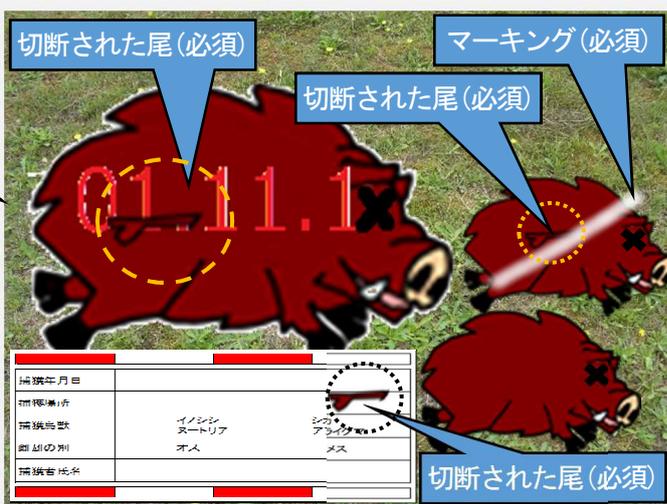
狩猟期間（令和元年11月1日～令和2年2月29日）に琴浦町長から有害鳥獣の捕獲許可証又は従事者証の交付を受けてイノシシを捕獲した場合は、豚コレラ対策奨励金5,000円／頭を交付します。

※証拠物が「耳」から「尾」に変わりますのでご注意ください。

※証拠写真は切断した尾と捕獲個体の両方を一緒に撮影してください！

豚コレラ対策奨励金について	
概要	緊急的に豚コレラ感染の危険度を低減するため、令和元年度の狩猟期間に「有害鳥獣の捕獲許可」に基づき捕獲したイノシシを、写真撮影し、市町村の確認を受けた捕獲従事者に対し、豚コレラ対策奨励金を交付する。
支援額	5,000円／頭
対象者	有害鳥獣の捕獲許可を受けてイノシシを捕獲した者
対象期間	令和元年11月1日～令和2年2月29日
留意点	支援を受けるには、「鳥獣保護管理法」第9条に基づく有害鳥獣の捕獲許可により捕獲する必要があるため、ご協力いただける場合は有害捕獲許可の申請手続きをお願いします。 【問合せ先・担当】琴浦町農林水産課 野間 電話 0858-55-7802

【有害鳥獣捕獲個体の撮影方法(例)】



①捕獲個体の尾（尾がない場合は両耳）を切断（必須）し、

②「切断した尾」と「捕獲個体」の両方

を一緒に撮影すること。（切断した尾は、捕獲個体の横腹又は捕獲年月日等が記載されたホワイトボード等の上に置いてください。）【注意】尾と捕獲個体が同数であること。

※個体が小さいなど日付が記入しづらい場合は、スプレー等でマーキングをしてください。

※スプレー等での捕獲個体への日付の記入は引き続きご協力をお願いします。

※土日や祝日に捕獲された場合は、マーキングした個体、日付や捕獲場所を記入した確認ボードと切断した「尾」を一緒に撮影し、切断した「尾」を農林水産課へ提出してください。

1 概要

鳥取県における農林水産業の発展並びにその技術及び経営の改善意欲の高揚を図るため、毎年優れた農業者等が県知事から表彰されている。

琴浦町から6組が表彰され、式典が令和元年10月7日(月)に知事公邸で開催された。

2 被表彰者について

(1) 優秀経営農林水産業者

ア 吉田也寸志さん、紀子さん(スイカ、ミニトマト)

琴浦スイカ生産部について、収益性の高い品種「がぶりこ」だけを栽培する唯一の生産者であり、栽培技術向上やスイカ生産部の維持発展に貢献している。

イ 合同会社前田牧場 代表社員 前田泰明さん(酪農)

平成30年度、大山乳業農業協同組合が定める良質生乳出荷者表彰を受賞するなど、品質の高い生乳を生産するほか、自家で生まれた後継牛を確保することで、安定的な酪農経営を行っている。

(2) 農林水産業功労者

ア 遠藤一夫さん(梨)

東伯梨生産部長として、平成22年の東伯、赤碕両生産部の合併に尽力されたほか、合併後も生産部役員として、「琴浦梨」の知名度向上及び販売体制の強化に尽力された。

(3) 優秀集落営農組織

ア 三本杉営農組合

集落全体で飼料稲の栽培に取り組み、平成30年度は集落のほぼ全員が加入して栽培が行われ、共同作業などを行っている。

(4) 未来を担う青年農林水産業者

ア 花本瑞気さん(梨、梅)

琴浦梨生産部の栽培指導員の一員として指導にあたり、琴浦梨ブランドの更なる発展に取り組んでいる。

(5) いきいき農林水産業組織

ア 琴浦果樹研究同志会

栽培技術、経営能力の向上を目的として設立され、毎年目標を立てて研究するほか、ベテラン農家の視察を行うなど、梨振興のための取り組みを行っている。